# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

早川町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

早川町長

### 公表日

平成32年11月13日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

連絡先

1 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者の資格の喪失・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収を行う。国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。①被保険者等の資格に関する届出受付・管理②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払③国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収④国民健康保険税の納付証明書発行⑤口座振替処理⑥過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理②滞納整理、地方税法に基づく調査③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	国民健康保険システム(資格・賦課)、収納管理システム、滞納管理システム、宛名納付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル:	名
被保険者台帳情報ファイル、則	は課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条、第24条 【オンライン資格確認の業務】 ・番号利用法、第9条1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 【情報照会】27、42、43、44、45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条 【情報照会】20、25、26条 【オンライン資格確認の業務】 ・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長 望月 重美
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	早川町役場総務課 庶務担当
8. 特定個人情報ファイル	〒409-2732 山梨県南巨摩郡早川町高住758番地 Tel0556-45-2511(代)
0. 特定個人情報ノブイル	

早川町役場町民課 税務保険担当 〒409-2732 山梨県南巨摩郡早川町高住758番地 Tel0556-45-2519

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人未満(任意実施) ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成	32年11月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	32年11月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[ 基礎	項目評	価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱	いの委託			[	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移車	云(委託	や情報提供ネットワーク	<b>ウシステ</b> 』	を通じた提供		]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[	〕自己点検	[ ]	内部監査	[〇] 外部監			
9. 従業者に対する教育・日	8発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

#### 変更箇所

国民報章保護法(制和33年法律第100号)に基立を検索を含まります。要素の管理、	変更固.					
型表現後の関係の要素・変更等の管理、 ・	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
国連情報 書号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 平成28年内開帝・総務舎令第5号第16条、第24 条 条 第24 年成28年内開帝・総務舎今第5号第16条、第24 年	平成32年11月13日	<ol> <li>特定個人情報ファイルを 取り扱う事務</li> </ol>	づき、被保険者の資格の喪失・変更等の管理、 は保険者部、収度額面制限が重要をの発行・レ セブトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 また、地方税法(関和20年法権第220号)に基 でき、被保険者に対する国民健康保険投き算 国民健康保険法及び行政手続きにおける特定 の個人を識別するための番号の規定における特定 の個人を識別するための番号の規定に従い、特定個人情報プイルを必要形に利用する は一般で置め、一般では、一般では、 は、 では、 の一般では、 の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	づき、被保険者の資格の喪失・変更率の管理、 被保険者面、関係を持ている。 は保険者面、関係を行う。 また、地方税法(例和20年法律第20年分に基 づき、被保険者に対する国民健康保険税を算 出し、緊諜機な行う。 国民健康保険法及び行政手続きにおける特定 の個人を鑑別するための番号の利用等に関する が変置人情報クァイルを次の事務に利用する。 ①被保険者等の変特に関する届出受付・管理 等の確認・支払 辺医機給付に関する届出受付・管理 等の確認・支払 辺医機能の解析を重し、再ので、一般で、 の の の の を の の は の に の に の が に の が に の が に の が に の に の が に の が に の の に の の に の の に の の の の に の の に の に の に の の に の に の の に の の の の の の の の の の の の の	事後	
#日本語   1月   18   18   18   18   18   18   18	平成32年11月13日	3. 個人番号の利用	平成26年内閣府·総務省令第5号第16条、第24	番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条、第24 条 【オンライン資格確認の業務】	事前	
##422#11月13日 1. 対象人数 平成29年3月1日時点 令和2年11月1日時点 事後 いつ時点の計数か	平成32年11月13日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	【情報提供】1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 29, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120項 【情報照会】27, 42, 43, 44, 45項 平成20年內國府·總務省今第中号 【情報提供】1, 2, 3, 4, 5, 19, 20, 25, 33, 43, 44, 46吳	【情報提供】1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、29、30、33、9、42、56、62、78、80、87、88、83、97、106、109、120項 【情報服金27、42、43、44、45項 平成26年内閣庁・総務省合第7号 【情報提供】1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条 【オンライン実格確認の業務】 ・ 番号利用法附別第余条第4項(利用目的:情報 速携のためではなくオンライン実格確認の準備 として機関別将を第4項(利用目的:情報 を取得する等) ・ 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第	事後	
平成22年11月13日 2. 取扱者数 平成29年3月1日時点 令和2年11月1日時点 事後	平成32年11月13日	1. 対象人数	平成29年3月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
	平成32年11月13日	2. 取扱者数	平成29年3月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
			l			